

1 平成29年度 がん補足検診のご案内



子宮がん・乳がん検診（休日検診）

▼検診日程・受付時間・場所

日時：10月29日（日） 受付時間：午後1時30分～午後2時30分 場所：山村開発センター

▼対象となる人

子宮がん検診：20歳以上の人（自己負担金400円）

HPV検査：30歳～39歳まで（無料）

乳がん検診：40歳以上で昨年未受診の人（受診券に②の印が付いている人は昨年受診されています。

今年度受診の希望があれば、健康福祉センターへご連絡ください）

自己負担金：50歳以上（1方向）400円、49歳以下（2方向）500円

▼検査の内容

子宮頸部がん検診：細胞診、HPV検査（ウイルス検査、子宮頸部がんと同時に実施）

乳がん検診：マンモグラフィ検査のみになりました（視触診は実施しません）

▼その他

★事前の予約が必要です。希望する人は健康福祉センター（電話72-1852）までお申し込みください。なお、乳がん検診の定員は35人です。申込み多数の場合は、お断りすることがあります。

また、骨粗しょう症検診も同時に受けることができます。骨粗しょう症検診のみの受診も可能です。

★「骨盤底筋を鍛えるエクササイズ指導」も検診に合わせて行います。ぜひ、体験ください。

大腸がん補足検診の実施

▼受付時間

受付期間：9月25日（月）～29日（金） 場所：役場健康福祉課 負担金：100円

▼その他

大腸がん検診の受診券を持参ください。問診票の記入があります。なお、提出日などについては、申込時にお知らせします。

2 あなたの献血で救える命があります 献血の実施について

献血とは、病気の治療や手術などで輸血を必要としている患者さんのために、健康な人が自らの血液を無償で提供するボランティアです。家族や自分自身に輸血が必要になった経験がないと、献血を身近に感じることはできないかもしれません。しかし、事故や病気などで輸血が必要な状態になる可能性は誰にでもあります。献血は命を救える身近なボランティアです。

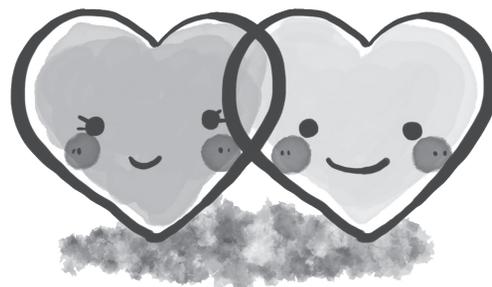
町では、次の日程で400mL献血を行います。1人でも多くの協力をお待ちしています。

【実施日】 10月4日（水）

【会場と受付時間】

- ・午前9時～午前10時：日野振興センター
- ・午前11時～正午：黒坂警察署
- ・午後2時～午後4時30分：日野町役場

【その他】 内服中でも薬によっては献血することができます。当日会場でご相談ください。



【問合せ】 町健康福祉センター（役場健康福祉課内） 電話72-1852

【健康福祉課からのお知らせ】

高額医療費の制度が変わりました

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った金額を払い戻す「高額療養費」という制度があります。

上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっており、平成 29 年 8 月から、70 歳以上の人の上限額が次のように変更になりました。

適用区分		平成29年7月まで		平成29年8月から	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (医療費 - 26,700円) × 1% (多数回 44,400円※2)	57,600円	80,100円 + (医療費 - 26,700円) × 1% (多数回 44,400円※2)
			一般		課税所得 145万円未満の人※1
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が 520 万円未満(1 人世帯の場合は 383 万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が 210 万円以下の場合も含まれます。
 ※2 過去 1 2 カ月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高額介護サービス費の制度が変わりました

ひと月に支払った介護サービスの利用者負担が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った金額を払い戻す「高額介護サービス費」という制度があります。

上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっており、平成 29 年 8 月から、上限額が次のように変更になりました。

対象となる人	平成 29 年 7 月までの負担の上限額	平成 29 年 8 月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)※
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている人	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) <見直し> ※同じ世帯のすべての 65 歳以上の人(サービスを利用していない人含む)の利用者負担割合が 1 割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間 80 万円以下の人など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)※
生活保護を受給している人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した人全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。

【問合せ】 役場健康福祉課 担当 伊田達彦 (電話72-0334)